

※インターネット「はらまち九条の会」で、「九条はらまち」の全号を見ることができます。
※「はらまち九条の会」は会員約400名。超党派で会員を募集中です。年会費千円。



九条はうまち

「はらまち九条の会」会報 No.114

2009(平成21)年11月3日(火)発行

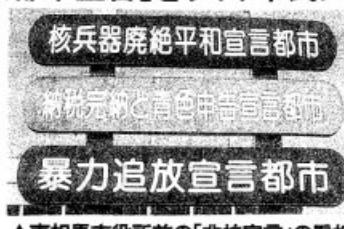


■11月3日は「文化の日」。本来、明治天皇の誕生日で戦前は「明治節」とよばれていた。戦争の反省から生まれた「日本国憲法」をこの日、昭和21年11月3日に公布。半年後の昭和22年5月3日から施行される。(ちなみに、明治憲法<大日本帝国憲法>は1889(明治22)年2月11日に発布、1890(明治23)年に施行。) 憲法公布祝賀都民大会。宮城前で天皇、皇后、10万人が参加。

南相馬市も「核なき世界」に向かっています！

「核兵器廃絶平和都市宣言」をうけ、市民に平和意識を醸成

◆南相馬市として合併後、旧原町市・小高町・鹿島町の「非核都市宣言」は消滅の状態になつて、いました。◆複数の議員さんがその状態に異議を訴えていましたが、今年二月十六日、私たち市内での四つの「九条の会」の連名で、市長さんと議会議長さん宛に「核兵器離平和平安全を改めて行うる望書」を提出[◆]ようやく、今年の九月に基づいて行政側が、これから何を行うかが大切です。九月の市議会定例会で代表質問をされた小川尚一議員さんに質疑の様子を報告していただきました。答弁は市長公室長と教育長◆宣言だけではない今後の市の積極的な施策について、「意見をお寄せください。



▲南相馬市役所前の「非核宣言」の看板

新看板の設置も
鹿島区役所前に立つ、旧
鹿島町の「非核平和宣言
町」の看板。まもなく、こ
の看板も小高区役所前の
看板も新しくなる。



9月議会定例会一般質問報告（一部要約） 小川尚一

問 「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえ、今後の具体的な取り組みは。

答 6月議会における「核兵器廃絶平和都市宣言」を受け、ホームページや広報誌による市民の周知を行い、原爆の日に職員や来庁者への府内放送で宣言の趣旨と、平和の大切さを呼びかけた。今後は庁舎敷地内の看板を整備し、市民の平和意識の醸成や高揚に努める。

問 市民の平和意識の醸成や高揚とは、具体的にどのように対応されるのか。
答 鹿島・小高各区役所に看板を設置したい。さらに、それぞれ活躍
されている団体などの要請に応じて協力できるものを考えていく。

問 「日本非核宣言自治体協議会」への加盟についての対応を伺う。
答 協議会への加盟は、平和活動の情報共有には有効と考えるが、加入が国内だけであり会費負担もあるので、加盟は考えていない。

問 「平和市長会議」に加盟する考えがあるか伺う。

答 その目的や趣旨、事業内容など有効と考えるので加盟したい。
巡回原爆展、ヒロシマ・ナガサキ原爆展の開催についての考え方を伺う。
市としては、原爆展は今後の研究課題と考えている。教育委員会としては、各学校から希望があれば、市長部局と相談し子供たちに参加させたいと考えています。

問 平和活動を推進するため、民間活動や協議会の設立などの動きは

問 平和活動を推進するため、民間活動や協議会の設立などの考えは。
答 平和活動に対する市の役割は、市民の啓発や先導的役割を果たすことだと考える。市民の自主的な活動に対して、後援など効果的支援方法を検討する。協議会については、協議会設立の機運が醸成されていくべきで、各団体の動きを見ながら考えていきたい。（一部要約。詳細は事務局に）

○私たち「九条の会」の要望書が、少しだけ市議会を動かして「非核く再>宣言」にこぎ着けました。さらに行政の「核や戦争なき世界」への積極的な取り組みに期待し、また①戦闘員のいない、②軍備施設のない、③市民は戦う意志がない「南相馬市無防備都市宣言」について考えてみてはどうでしょう。

鈴木安蔵の写真が“高校日本史”の副教材に登場



●高等学校の地歴科（以前の社会科）の日本史の授業では、教科書とともに副教材を使用します。その副教材の「日本国憲法の制定」のページに、

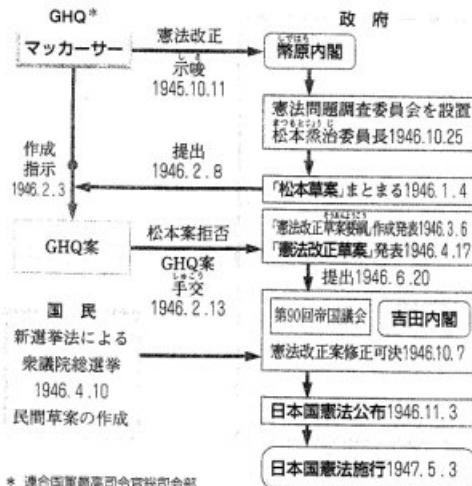
“鈴木安蔵の顔写真”が掲載されていることに気づきコピーしてみました。●鈴木安蔵はご存知のように、憲法・政治学者。1904（明治37）年南相馬市小高区生まれで相馬中学校（相馬高校）卒業。敗戦直後に「憲法研究会」の中心人物として活躍し、その「憲法草案要綱」はGHQの憲法作成に大きな影響を与えた。●これまで教科書や副教材には「憲法研究会」会長の高野岩三郎の写真は掲載されていましたが、“鈴木安蔵の顔写真”が掲載されたのは、これが初めてではないかと思われます。●憲法作成過程を鈴木安蔵を主人公として描いた2年前の映画『日本の青空』で、安蔵の見直しや認識が深まつたせいでしょうか。

▼東京法令出版『日本史のライブラリー2008年版』289ページ

もちろんこの副教材は市販されていて、1部840円です。
(東京法令出版 TEL 112-0002 東京都文京区小石川5-17-3)

日本国憲法の制定 289

① 日本国憲法の制定経過



◎鈴木安蔵 (1904~1983) 憲法・政治学者。高野岩三郎らと憲法研究会を組織。



民間でも独自の憲法草案づくりが進められた。政党案は保守的なものが多く、学者による憲法研究会の草案は現憲法に極めて近く、GHQも参考にしたといわれる。

② GHQ案原文

War as a sovereign right of the nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for settling disputes with any other nation.

No army, navy, air force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State.

松本草案が、明治憲法とほとんど変わらない内容であったので、日本政府には民主憲法をつくる能力がないものと判断し、GHQは独自の草案を作成した。そ

の際民政局によって検討された憲法草案に影響を与えたとされているのが、憲法研究会の「憲法草案要綱」である。

◎日本国憲法(表紙、部分)
1946(昭和21)年11月3日
公布。(猿)国立公文書館蔵



「少数派になる勇気を持とう」 加藤周一(九条の会発起人)



「日本の将来には、①ゆるやかに軍拡に向かう道、②強い軍事大国への道、③軍事大国を放棄し民主主義を維持し前進させる道、の3つ道がある。③の道は戦争放棄の道で日本国憲法、とくに前文や第9条の方向である。これを主張できることこそ日本人としての誇りであり、日本の文化的なアイデンティティーである。少数派になる勇気を持とう。」と語っています。
(加藤周一著『戦後を語る』かもがわ出版・3,360円)

加藤周一は昨年12月5日に89歳で亡くなりました。「相双教職員九条の会」主催で11月7日、ステーションプラザホテルで「加藤周一さん九条を語る・DVD鑑賞会」が開催されました。小田実も同じですが、まだまだ加藤さんも私たちの良心の中で生き続けています。